

○うきは市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

(平成24年4月6日告示第22号)

改正 平成24年9月20日告示第40号 令和5年2月28日告示第7号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の木造住宅の耐震性の向上を図り、耐震改修を促進し、もって震災に強いまちづくりに寄与するため、耐震診断に要する費用に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、うきは市補助金等交付規則（平成17年うきは市規則第37号）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法の基準に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 木造住宅 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁構法で建築された木造の一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度を利用して耐震診断を行う木造住宅の所有者及び所有者の親族等であって、本市の市税を滞納していない者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金は、次の各号に掲げる要件を全て満たす木造住宅について福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度を利用して行われた耐震診断（以下「補助対象耐震診断」という。）に要した費用について交付する。

- (1) 市内に存するもの
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築又は工事に着手したもの（昭和56年6月1日以降に増築等を行ったものを含む。）
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令の規定に違反していないもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で市長が定める。ただし、耐震診断1件につき3,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象耐震診断を行う前にうきは市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の交付決定)

第7条 市長は、交付申請書の提出があった場合は、審査の上、補助金交付の適否を決定し、うきは市木造住宅耐震診断費補助金決定通知書（様式第2号）により、申請者に対し速やかに通知するものとする。

(中止の承認)

第8条 補助金の交付決定を受けた者が、補助対象耐震診断を中止しようとする

きは、うきは市木造住宅耐震診断費補助金中止届出書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 申請者は、補助金の決定を受けて補助対象耐震診断が完了したときは、速やかにうきは市木造住宅耐震診断費補助金実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度による耐震診断結果報告書の写
 - （2） 前号の調査に対する診断費用の領収書の写
 - （3） その他市長が特に必要と認める書類
- （補助金の額の確定）

第10条 市長は、実績報告書を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたとき、交付すべき額を確定し、申請者に通知するものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月20日告示第40号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月28日告示第7号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

うきは市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書
〔別紙参照〕

様式第2号（第7条関係）

うきは市木造住宅耐震診断費補助金決定通知書
〔別紙参照〕

様式第3号（第8条関係）

うきは市木造住宅耐震診断費補助金中止届出書
〔別紙参照〕

様式第4号（第9条関係）

うきは市木造住宅耐震診断費補助金実績報告書
〔別紙参照〕

様式第5号（第10条関係）

うきは市木造住宅耐震診断費補助金確定通知書
〔別紙参照〕